

平成 21 年 2 月 27 日

各市町村長 様
消費者行政担当 御中

内閣総理大臣認定・適格消費者団体
特定非営利活動法人 京都消費者契約ネットワーク
理事長 野々山 宏
特定非営利活動法人 コンシューマーズ京都
理事長 原 強
京都府生活協同組合連合会
会長理事 小林 智子

消費者行政の充実に向けて地方消費者行政活性化基金の活用についての要望

余寒の候、貴職におかれましてはますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より消費者行政の推進にご尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、今般、政府は平成 20 年度第 2 次補正予算に、地方消費者行政の拡充・強化を目的とした国の財政支援策である「地方消費者行政活性化交付金」を盛り込みました。京都府は、これを受けて、市町村の活性化計画を集約する運びと伺っています。各市町村におかれましては、ぜひこの機会に交付金で形成される基金を有効に活用し、府とも連携して、住民・消費者のくらしの安心・安全を推進するために、以下のような消費生活相談体制・機能の拡充等についてご検討いただきますよう要望いたします。

- ①市町村独自に消費生活相談業務を実施されている場合は、その充実を図ってください。
そうでない場合は、消費生活相談業務の開始をご検討ください。なお、独自の業務が困難な場合は、住民が相談しやすい地域的配慮をもって、京都府の支援も得て市町村連携による広域的な地域消費生活相談事業の開始・充実することをご検討ください。
- ②各市町村には相談の窓口の開設・拡充をすすめてください。
- ③相談員の養成・研修支援や増員、処遇の改善を進めてください。
- ④消費者教育・啓発事業として、相談員による出前講座、地域での啓発講座の開催など、府と市町村の連携を強めてすすめてください。
- ⑤相談窓口の利用についての広報の拡充（ステッカー等の配布）を行ってください。
- ⑥弁護士や食品表示・安全分野の専門家、建築士等の専門家を活用ください。解決困難案件について専門家への電話質問・助言制度等も検討ください。
- ⑦消費者団体を育成・支援してください。
- ⑧消費者行政職員の増員を行ってください。

以上